

第4編

健康・福祉

ともに支え合い

健やかに暮らせるまちづくり

第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり

- 4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業推進
- 4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり
- 4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり

第2章 支え助け合う地域社会をつくる

- 4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実
- 4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化
- 4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進
- 4-2-4 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援施策の充実

4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業推進

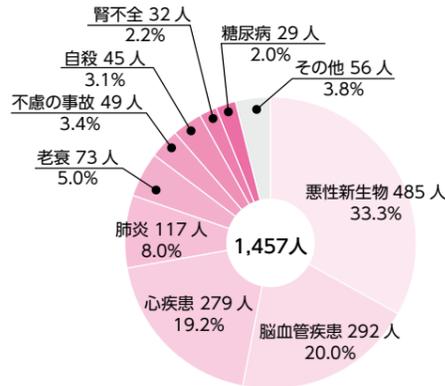
糖尿病などの生活習慣病を予防する取組のほか、こころや歯の健康づくりを推進することで、誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健幸都市を目指します。

現状と課題

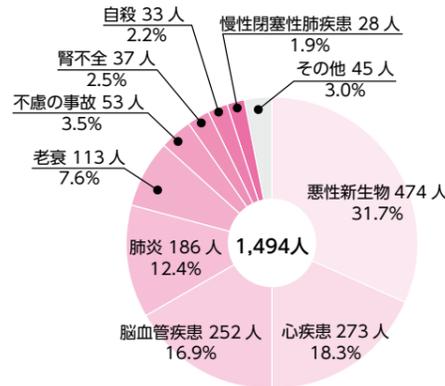
- 超高齢社会、一人暮らし世帯が増加する社会を迎え、一人ひとりが健康で過ごすことが地域社会においても重要であることから、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことが必要です。
- 生活習慣病のうち、糖尿病に係る医療費が増加しています。失明や腎症などの合併症を予防し、生活の質を維持するためには、定期的な健（検）診受診と運動の習慣化や食生活などの見直しが必要です。
- こころの健康を守るためには、各年代の実態に応じた健康教育や相談体制の充実が必要です。

- また、適切に専門機関の相談へつなげることができる人材育成や、互いに見守り支え合う地域づくりも大切です。
- 歯周疾患は、糖尿病や循環器疾患、低出生体重児とも関連性があるため、子どもの頃から歯の健康に関する意識を高め、適切な口腔ケアの基礎をつくるのが大切です。
- 近年、新たなワクチンが定期接種化されていることから、接種時期の周知と接種率の向上を図る必要があります。また、新型インフルエンザ発生後の予防接種体制の構築を図る必要があります。

【特定死因別死亡者の状況】



出典：長野県「長野県衛生年報」（平成20年度）



出典：長野県「長野県衛生年報」（平成24年度）

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（平成32年度）
国民健康保険の特定健康診査*受診者中の糖尿病等予備群の割合	34.3% （平成25年度）	25%
健康づくり活動に対する市民満足度	44.4% （平成26年度）	60%

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診などにより疾病の予防に努めるほか、自分に合った運動を無理なく取り入れます。 ・ こころの健康づくりや病気についての正しい知識を身につけます。 ・ 歯周疾患検診などを受診し、歯の健康に努めます。 ・ 感染症に対する予防の正しい知識を身につけるほか、各種予防接種を接種します。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教室参加を住民へ働きかけ、住民の健康保持のための環境づくりを図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健幸都市を目指します。

施策の方向性・展開

基本施策1 健康寿命の延伸のため、生活習慣病対策と身体機能維持の事業を推進します

①健康への自己管理意識の啓発と支援体制の充実

- 各種がん検診、特定健康診査（以後、「特定健診」という。）の必要性を普及・啓発し、細やかな受診勧奨や受診機会の拡大などの仕組みづくりにより、受診率の向上を図るとともに検査結果に応じた保健指導を行います。
- 30歳代健診を導入し、生活習慣病予防に早期から対応します。
- 保健師などの専門職による健康管理のための相談事業を充実するとともに、地域の健康推進委員の活動を支援します。
- 市民の健康状態のデータを分析することにより、健康課題を的確に把握し、健康管理のための施策に反映します。
- 楽しみながら健康づくりが続けられるポイント制の推進を図り、各種健（検）診の受診と健康づくり事業への参加を促進します。

②運動の習慣化と適切な食習慣の形成による効果的な健康づくり事業の推進

- 各保健センターや公民館などにおいて、体組成*測定や体力測定を実施し、身体機能の維持や運動の習慣化を図ります。
- 保健福祉事務所や産業医、企業の健康管理者と連携した青・壮年期への運動の習慣化を啓発するほか、高齢期前の50～60歳代の身体機能低下を予防する事業を実施します。
- 科学的根拠に基づく運動プログラムを活用し、継続意欲を高める事業を展開します。
- 生活習慣病と食生活の関係について実態を把握し、高校生に対し、思春期における食の必要性についての出前講座を行うなど、ライフサイクルに応じた食教育に取り組みます。
- パンフレットや広報を通じ、一日に必要な食品の種類と量を周知し、生活習慣病予防につなげます。

③糖尿病発症予防と重症化予防への取組の推進

- 健診受診者を増加させ、効果的な保健指導などを行うとともに医療と連携した取組を進めます。

④ウォーキングによる交流や健康づくりの推進

- ウォーキングマップを作成した団体や地域の公民館などと連携し、各地域のウォーキングイベントの定期的な開催を支援します。
- ウォーキングに関するさまざまな情報をホームページなどで発信し、手軽に情報交換できる仕組みを整えます。
- 自治会単位の住民説明会や健康教室を開催し、上田市の健康課題を市民と共有することにより、地域での健康づくりを推進します。
- 身近な場所で楽しく参加でき、介護予防になる身体機能維持のための教室を各地域で開催します。

基本施策2 こころの健康を保ち、自分らしい社会生活を送るため精神保健事業を充実します

①正しい知識の啓発とサポート体制の構築

- こころの健康づくりや病気について、講演会や健康教育などで正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 悩みや不調を抱えたときに適切に相談に結びつくよう、各種相談機関の情報提供を行うとともに、こころの相談体制の充実を図ります。
- 身近な人のこころの不調やサインに気づき、専門機関につなぐことができる人材の養成を行い、互いに見守り支え合う環境づくりを推進します。

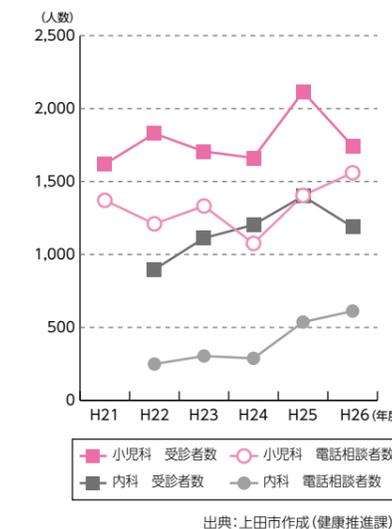
4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり

医療従事者を確保し医療体制の充実を図ることで、安心して医療が受けられる環境づくりを進めます。

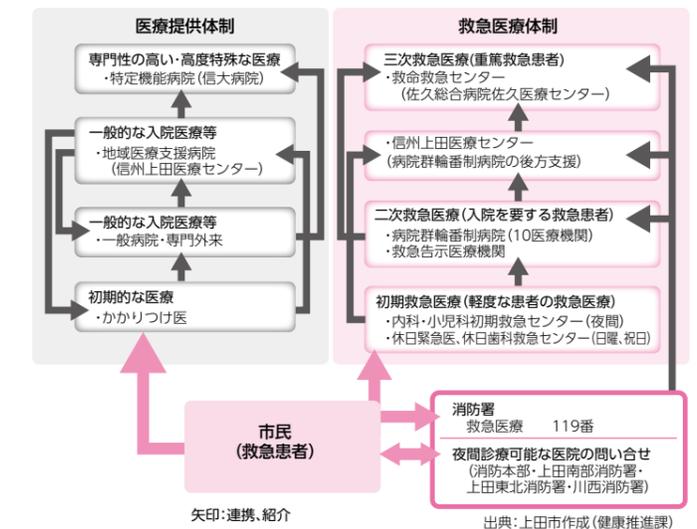
現状と課題

- 「上小医療圏地域医療再生計画*」が平成25年度をもって計画期間が終了しました。一定の成果が得られたものの、上小医療圏の医師、歯科医師、助産師は未だ全国及び長野県平均を下回っており、引き続き医療従事者の確保や救急医療体制の整備など、地域医療を充実させていく必要があります。
- 地域の中核病院である信州上田医療センターでは、一般病院や診療所との役割分担と連携を図りながら、救急医療体制やがん診療体制など診療機能の充実を目指しています。
- 信州上田医療センターの出産受け入れが再開され、地域周産期母子医療センターとしての機能が整ってきました。引き続き、産婦人科医師や助産師の確保を図るなど、周産期*医療体制の充実が必要です。
- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、国や県では、地域の医療機能の必要量に応じた病床の整備と在宅医療の推進を目指しています。

【上田市内科・小児科初期救急センター利用状況】



【上小圏域の医療体制及び救急医療体制】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
地域医療体制に対する市民満足度	31.2% (平成26年度)	50%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・かかりつけ医を持ち、医療機関の機能に応じた適切な受診をします。
医療機関	・医師や看護師、助産師を確保し、診療体制を充実します。 ・救急医療体制、周産期医療体制を担います。 ・病床の整備と在宅医療を実施します。
行政	・医療従事者確保を支援し、医療体制の充実を図ります。

基本施策3 生涯自分の歯でおいしく食べることを目標に、歯科保健事業を充実します

①歯や口腔の健康づくりに関する知識の啓発と健康教育

- 歯科保健に対する正しい知識を普及・啓発していくとともに、歯周疾患検診、歯科指導を充実します。
- 妊娠期、乳幼児期から歯科検診や教室などを実施するとともに、保育園、幼稚園、学校などと連携して歯科保健を推進します。

基本施策4 感染症に対する予防対策を推進します

①感染症対策の強化

- 関係機関と連携して予防接種の接種機会を確保するとともに、接種勧奨などにより接種率の向上を図ります。
- 季節性のインフルエンザやノロウイルスなどによる食中毒などの感染症に対し、日常の予防対策などの正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 新型インフルエンザなどの強毒性の感染症による健康被害と社会的影響を最小限にとどめるために、発生後の住民予防接種体制を医師会と連携し構築するとともに、感染症に対する正しい知識の普及・啓発やマスクなどの備蓄品の確保に努めます。



ウォーキングをキーワードにした健康づくり



市民健幸親子ウォーキング

施策の方向性・展開

基本施策1 医療従事者の確保と信州上田医療センターの機能の充実を図ります

①医師、看護師、助産師などの医療従事者の確保

- 上小医療圏地域医療再生計画は終了しましたが、医師の確保など必要な事業を平成30年度まで継続します。
- 医師確保修学資金等貸与制度や信州上田医療センターの信州大学医学部附属病院との協定、上田地域広域連合が実施する医師研究資金貸与事業等により、安定的な医師確保体制の整備と充実を図ります。
- 信州上田医療センターの医師確保を支援し、がん診療体制の充実を図ります。
- 助産師確保修学資金等貸与制度などにより、市立産婦人科病院の助産師確保を図ります。
- 看護師及び准看護師の養成所である上田看護専門学校を支援し、地域の医療機関などに勤務する看護職の確保を図ります。

②地域医療体制の周知

- 日頃からかかりつけ医を持つこと、医療機関の機能に応じて適切な受診をすること、夜間・休日などの医療機関の受診の仕方を市民に周知します。
- 地域医療の現状と各事業の取組の成果について広報などを通じ市民にお知らせします。

基本施策2 救急医療体制と周産期医療体制を充実します

①救急医療体制の維持・充実

- 上田市医師会、小県医師会、上田薬剤師会、信州大学医学部附属病院及び関係市町村と連携し、夜間に診療する上田市内科・小児科初期救急センターの運営を継続するとともに、同センターの利用方法を市民へ周知します。
- 深夜の初期救急患者を受け入れている病院群輪番制病院、休日緊急医及び上田小県歯科医師会による休日歯科救急センターの運営を支援し、初期救急医療体制を確保します。
- 上田地域広域連合と連携して病院群輪番制病院とその後方支援病院である信州上田医療センターが担う二次救急医療体制を充実します。

②周産期医療体制の確立

- 将来にわたって安定的な産科医療が提供できるよう、引き続き産科医の確保に努め、主にハイリスク分娩を担う信州上田医療センターと正常分娩を担う市立産婦人科病院など産科医療機関の役割分担と連携を進め、安心してお産ができる体制を確立します。
- 市立産婦人科病院では、不妊や不育*などに対し、要望に沿った診療について、先進的な不妊治療モデル事業を含め検討します。

基本施策3 住み慣れた地域で安心して生活できる在宅医療を推進します

①医療機能の分化・連携と在宅医療の推進

- 国や県が推進する急性期又は慢性期など地域の実情に応じた病床機能の分化と連携を踏まえ、医師会などと連携し在宅医療の推進に取り組みます。

4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり

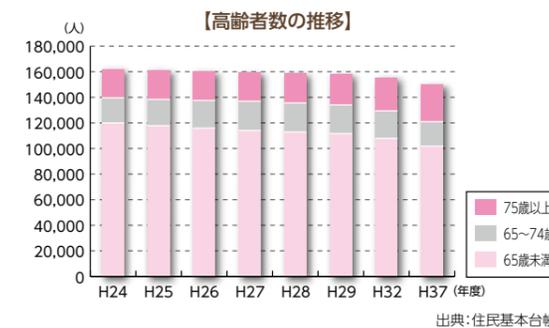
高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいがづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります。

現状と課題

- 上田市の高齢化率は27.8%（平成26年10月1日現在）に達し、「団塊の世代」が75歳以上を迎える平成37年度に向かって急速に高齢化が進むものと予想されます。
- 高齢化とともに、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者、また認知症高齢者の増加が予想され、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるような支援体制の構築が求められています。また、高

齢者が健康に生活できるよう、効果的な介護予防サービスを推進していく必要があります。

- 高齢者が生きがいを持ち、自己実現が図られるよう、その知識や経験を生かした社会参加を促進していく必要があります。
- 要介護状態となっても、必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービスの基盤整備と質の向上を図る必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
認知症サポーター数	6,700人 (平成26年度)	10,600人
地域密着型サービス事業所数	47箇所 (平成26年度)	67箇所

各主体に期待される主な役割分担

主体	役割分担
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを利用し、在宅生活を継続します。 ・ 自主的に生きがい、健康づくりに取り組みます。 ・ 地域関係者間の連携を高める地域ケア会議などへ参画し、地域課題の把握に努めます。 ・ 高齢者福祉のための各種取組に協力します。 ・ 苦情、相談に関する制度により、必要な相談をします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域関係者間の連携を高める地域ケア会議などへ参画し、地域課題の把握に努めます。 ・ 高齢者福祉のための各種取組に協力します。 ・ 事業所を開設し良質なサービスを提供します。 ・ 研修会に参加し、質の向上を図ります。 ・ 苦情、相談に適切に対応します。
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の就業機会の確保、調整を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進します。 ・ 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の推進を図ります。 ・ 介護保険の適正・適切な運営を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策1 必要なサービスが一体的に提供される仕組みづくりを推進します

①在宅医療・介護連携の推進

- 急性期医療から在宅医療・介護まで切れ目のないサービス提供が可能となるよう、医療と介護が連携する仕組みづくりを構築します。
- 要介護高齢者が可能な限り在宅生活を過ごせるよう、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型）事業所の整備を進めます。

②認知症施策の推進

- 認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスその他の支援内容がわかる認知症ケアパス（あったか手帳）の普及・啓発を進めます。
- 認知症について正しく理解し、認知症のかたとその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成を推進します。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症になったかたやその家族の早期診断や早期対応に向けた支援を行います。

③権利擁護の推進

- 上小圏域成年後見支援センターの運営により、判断能力が低下した高齢者の成年後見に関する総合的な支援を行います。
- 高齢者の人権を守り安心して生活できるよう、高齢者の虐待防止及び高齢者の養護者への支援を推進します。

④生活支援・介護予防サービスの推進

- 要介護の状態にならず自立した生活を継続するため、効果的な介護予防事業を推進します。
- 地域関係者間の連携を高める地域ケア会議を開催することにより、地域課題を把握しながら介護予防・生活支援を推進します。
- 軽度な支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられ、地域格差が生じないよう地域の実情に合った生活支援サービスを推進します。

⑤高齢者の居住の安定に係る施策の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常的な相談、見守り体制を整備します。
- サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームなど「新たな住まい」の普及を進めるとともに、監督機関である県と協力し、提供されるサービスの質の向上に向けた取組を行います。

基本施策2 いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります

①生きがいがづくり・社会参加の推進

- 高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域において高齢者が集い、活動する場の運営などの地域づくり活動を支援します。
- 高齢者が、自己の向上や仲間づくり、世代間交流を図り、豊かで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツを推進します。
- 高齢者の知識や経験を生かし、その意欲や能力に応じた多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営を支援します。
- 高齢者（老人）福祉センターの利用促進と高齢者の自主的な活動の活性化を図ります。
- 高齢者の生きがいがづくりや健康づくり、交流促進を図るための新たな拠点施設の整備に努めます。

②高齢者支援・介護者支援の推進

- 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、可能な限り自立して生活するため、身体や生活状況に応じた生活支援の充実を図ります。
- 在宅の介護者の身体的、精神的かつ経済的な負担を軽減するため、介護者支援の充実を図ります。
- 生活支援や介護者支援のさまざまなサービスについて、広報やホームページを活用し広く周知します。

基本施策3 安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営を図ります

①介護保険サービスの基盤整備

- 介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活圏域を単位に、地域密着型サービス事業所の整備を促進します。
- 重度の要介護者に対応するため、特別養護老人ホームの整備を計画的に進めます。
- 新設の特別養護老人ホームについては、できる限り家庭的な雰囲気と個人の尊厳を保持するため、個室・ユニット化による整備を促進します。

②介護サービスの信頼性の確保

- 良質な介護保険サービスの提供が行われるよう、サービス事業者に対して研修や適切な情報提供を行うとともに、介護給付費の適正化とサービスの質の確保と向上を図ります。
- 介護保険サービスの利用に支障が生じないよう、介護保険利用料の軽減など低所得者に対する支援を進めます。
- 県、国民健康保険団体連合会とも連携し、サービス利用者からの苦情・相談に適切に対応します。



市民主体の介護予防事業「地域リハビリテーション活動支援事業」

4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実

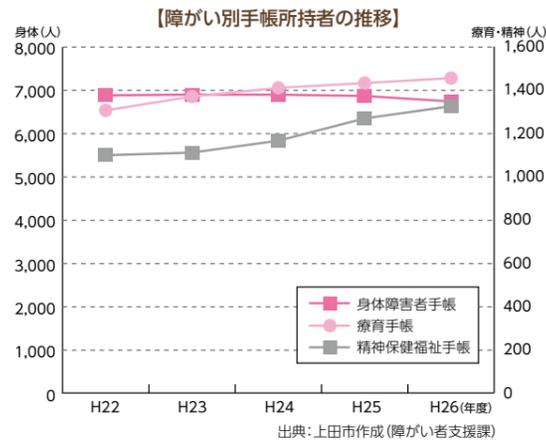
障がいに対する理解の促進、教育や就労などの支援充実により、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる社会を構築します。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も分け隔てられないことのない社会を築くためには、個人や社会が障がいに対する一層の理解を深める必要があります。
- 急激な高齢化の進展は、障がい者とその介助者にとっても切実な問題となっており、住み慣れた地域で自立して生活するための支援が必要となっています。
- 障がいのある児童・生徒に対して、障がいの軽減

減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。

- 児童館・児童センターや放課後児童クラブでは、障がい特性に応じた施設の整備や体制の充実が必要です。
- 就労によって自立し、いきいきと暮らしていけるように、雇用・就労支援の一層の充実を図り、障がいに応じた多様な就労環境を確保する必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	0人 (平成25年度)	35人 (平成29年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	13人 (平成25年度)	24人 (平成29年度)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ふれあい広場へ参加します。
福祉・医療・介護事業者	・ふれあい広場へ参加します。 ・緊急時に対応したグループホーム・ショートステイを実施します。 ・放課後等デイサービス事業所を開所します。 ・退院支援に向けた連携を図ります。
その他関係主体	・ぶれジョブ活動を行います。(障がいのある児童・生徒とその家族) ・障がい者の就労環境などを整備します。(民間事業者) ・市民後見人養成講座を開催します。(成年後見支援センター) ・出前福祉体験事業を実施します。(市内小中学校)
行政	・障がいに対する理解の促進を図るほか、教育や就労などの支援を充実します。

施策の方向性・展開

基本施策1 障がいへの理解の促進と普及・啓発を図ります

①障がいに対する理解促進と支援制度についての普及・啓発

- 市内小中学校などの社会福祉普及校との連携を強化し、出前福祉体験事業などの活発な取組や障がい者団体などの懇談会を行うとともに、障がい者と健常者の交流の場を確保し、障がいに対する理解を促進します。
- 障がい者虐待防止に関する意識の普及・啓発活動を推進します。
- 上小圏域成年後見支援センターを中心に成年後見制度の周知と市民後見人の育成を図ります。

基本施策2 住み慣れた地域で暮らすための支援を充実します

①生活支援及び居住支援の充実

- 上小圏域障害者総合支援センターを中心に身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築します。
- 障がい者の地域生活を支援する機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。
- 医療的ケアの必要な障がい者への支援を充実するとともに、障がい者の身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な支援を行います。
- 公営住宅のグループホームなどへの有効活用を進めるとともに、住宅のバリアフリー化改修費の助成を行います。
- 公共施設の改修・改築に当たっては、アクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設整備や案内表示の設置を進めます。

基本施策3 障がい児への切れ目のない支援を図ります

①乳幼児期からの早期の発見と支援

- 新生児訪問や乳幼児健診・相談体制を充実し、子どもに病気や障がい疑われたり発見された場合の支援を充実します。
- 育てにくい、育ちにくい子と親との適切な関わりについて普及・啓発します。

②発達障がい児への支援の充実

- 発達相談センター、児童相談所、上小圏域障害者総合支援センターなどの関係支援機関との連携により、乳幼児期から18歳まで継続した支援を行います。
- ペアレントトレーニングを推進するなど、家族支援の充実を図ります。
- 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実と保育園などでの療育力の向上を図ります。

③学校や放課後における支援の充実

- 教育支援委員会による就学相談体制を充実させるとともに、特別支援教育支援員や学習支援ボランティアの配置を充実し、一人ひとりのニーズに応じた就学支援を行います。
- ソーシャルスキルトレーニング*や放課後における「ぶれジョブ活動*」を推進し、児童・生徒の能力を高め、将来の社会参加につなげます。
- 児童館・児童センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどにおいて、障がい特性に応じた支援の検討や指導員の配置、施設などの整備の充実を図ります。

基本施策4 障がい者の経済的自立を図ります

①障がい特性に応じた多様な就労環境の確保と改善

- 短時間労働や在宅就業など、障がい者の特性に応じた多様な働き方を選択できる環境の整備を支援するとともに、就労訓練やサポート体制を充実させ、就労後の職場定着を支援します。
- 市役所における物品の購入や役務の提供について、障がい者就労施設などから優先的・積極的な調達を進めます。
- 事業主に対し、障がい者雇用の法定雇用率の順守を啓発するとともに、障がいを理由とする差別的扱いの防止と職場内での障がい者への配慮を働きかけます。

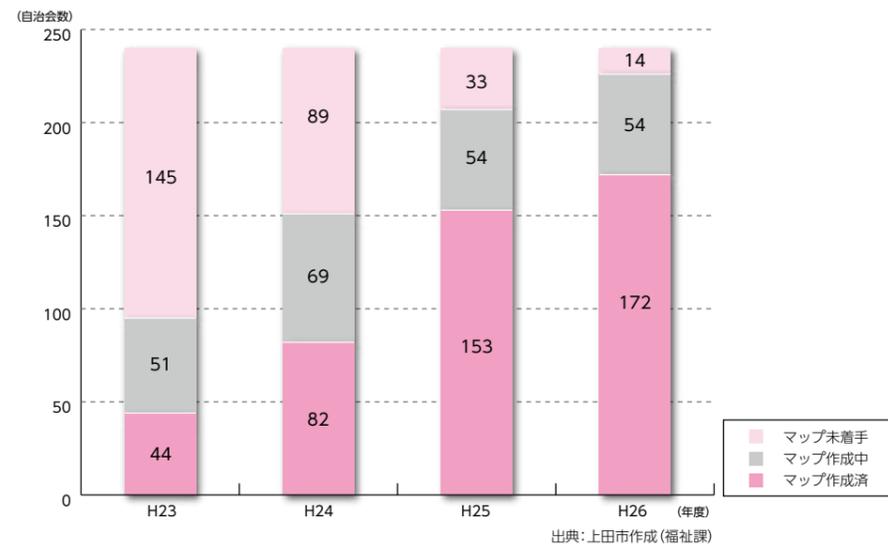
4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化

住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進し、住民自らが互いに支え合う地域づくりを行い、地域の福祉力を強化します。

現状と課題

- これまで家庭や地域が持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。
- 地域で支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、近隣や地域社会が一体となり計画的に地域福祉を推進していくことが重要です。
- 地域社会のふれあい、協力を大切にし、自助・共助・公助による支え合い・助け合いの相互扶助機能を住民が主体となり強化していく必要があります。
- 全ての地域住民がパートナーシップという共通の認識を持つことが生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になります。住民はボランティア精神により地域福祉推進の当事者となる必要があります。

【災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組状況】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の情報更新自治会数	42自治会 (平成26年度)	240自治会 (全自治会)

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査への協力など、地域福祉計画策定へ参画します。 ・住民支え合いマップ事業へ参画します。 ・各種地域福祉事業やボランティアへ参加します。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進団体の拠点化に関する調査研究へ参画します。 ・各種地域福祉事業へ参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。

施策の方向性・展開

基本施策1 ともに支え合い、健康でいきいきと生活できる地域社会の実現を目指します

①地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

- 高齢者や障がい者などに対する権利擁護の推進や要援護者の自立支援など住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。
- 地域福祉計画の見直しにあたっては、地域住民、福祉関係事業者などの意見を反映させ、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合を図ります。
- ボランティアをはじめとする助け合いの理念に基づく住民参加による地域づくりを促進します。
- 地域福祉の推進団体の総合的な拠点化を調査研究し、交流性の高い拠点の整備に努めます。

基本施策2 地域社会の相互扶助機能を強化します

①住民支え合いマップの活用による地域福祉のネットワークづくり

- 自治会、社会福祉協議会、市との協働により災害時要援護者登録制度に基づく住民支え合いマップを作成し、データの更新、活用による制度の定着化を図ります。
- 日常時においても住民支え合いマップを友愛訪問*や防災訓練などに活用することで、要援護者支援とともに小地域福祉のネットワークづくりを進めます。
- 先進的な取組事例を紹介する「地域福祉推進フォーラム」や地域福祉推進の人材育成を目的とする「地域福祉推進リーダー養成講座」を住民、社会福祉協議会と協働で継続的に行い、地域福祉の意義や推進方法を住民にPRし実践に役立てます。

基本施策3 住民自らの力により地域福祉の推進を図ります

①ボランティアの育成と参加の拡大

- ボランティアに関する情報提供や啓発活動により、市民誰もがボランティア活動に関心を持ち参加できる環境づくりを進め、ネットワークの拡大を図ります。
- ボランティアコーディネーター機能を強化し、ボランティア活動の需要と供給の調整を図り、住民自ら地域福祉を推進できるよう取り組みます。

4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進

持続可能な社会保障制度の堅持に向け、社会保障制度改革に的確に対応していきます。また生活困窮者が自立して生活できるよう、支援制度を維持し活用を図ります。

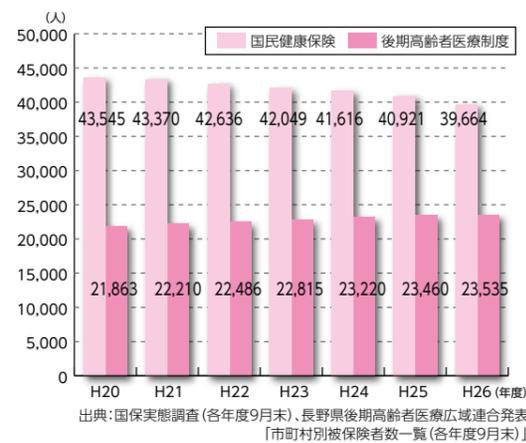
現状と課題

- 少子高齢化が進展する中、国では社会保障制度の改革を進めており、その動向を注視し、的確に対応していく必要があります。
- 国民皆保険の根幹を担う国民健康保険事業は、高齢の被保険者の割合が高いなど構造的な課題がある中、医療費は増加しており、その適正化と健全運営が求められています。
- 生活困窮者の自立促進については、見直された

生活保護制度による自立支援策の強化に加え、新たに成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の支援を充実・強化する必要があります。

● 福祉医療制度については、ひとり親家庭や障がい者が増加傾向にある中で、子育て中の子どもを持つ家庭、ひとり親家庭や障がい者の負担を軽減し、安心して暮らせるよう、制度の充実と維持を図っていく必要があります。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度 被保険者数の推移】



【国民健康保険 一人当たりの医療費の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
国民健康保険特定健康診査受診率(対象者:40歳~74歳)	34.8% (平成25年度)	60.0%
国民健康保険税収納率(現年度)	91.7% (平成25年度)	94.0%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ 特定健診の受診に努めます。
自治会・民生委員・福祉関係団体	・ 各主体が連携し、生活困窮者の早期発見、支援を行います。
社会福祉協議会	・ 支援制度などの情報提供を行います。 ・ 生活困窮者の早期発見、支援を行います。
ハローワーク	・ 生活困窮者の就労支援を行います。
行政	・ 持続可能な社会保障制度の堅持に向け、社会保障制度改革に的確に対応していきます。 ・ 生活困窮者が自立して生活できるよう、支援制度の活用・充実を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策1 持続可能な制度に向けた社会保障制度改革に的確に対応し、適正な運用に努めます

①国民健康保険事業の充実

- 安心して医療が受けられる体制を維持するため、国が進める医療制度改革に的確に対応します。
- 国民健康保険税の負担のあり方を検討するとともに収納環境を整え、国民健康保険事業を健全に運営します。
- 特定健診・特定保健指導*などの保健事業を充実し、被保険者の健康の保持と増進を図り、医療費の適正化、国保財政の健全化を推進します。

②後期高齢者医療制度、国民年金制度の充実

- 高齢者が安心して医療を受けられるよう、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知・啓発と適正な運用を図ります。
- 市民の適切な年金受給権を確保するため、日本年金機構など関係機関と連携・協力し、制度の普及・啓発を図ります。

基本施策2 生活困窮者が自立した生活ができるよう、支援制度を総合的に活用します

①生活保護制度の適正運用

- 社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に運用し、支援が必要なかたを確実に保護します。
- 生活保護の自立支援プログラムにより、被保護者の自立を支援します。

②生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業*を社会福祉協議会と連携して実施し、生活困窮者の自立を効果的に支援します。
- 離職した就労者が住居を喪失することがないように、法に基づき住居や就労機会の確保に取り組みます。
- 自立相談支援事業により策定された自立支援計画が実効性のあるものとなるよう、地域包括支援センター、障害者総合支援センター、若者サポートステーションなどとの連携を図ります。
- 行政による母子相談、高齢者相談、引きこもり相談において生活困窮者を早期に把握し、対象者を円滑に自立相談支援事業者につなげます。
- 社会福祉協議会、NPO団体、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア組織などとの連携により、生活困窮者が地域で孤立せず自立した生活ができるよう、また、孤立により生活困窮とならない地域のつながりを強化します。

基本施策3 子育て中の子どもを持つ家庭や障がい者などの医療費負担を軽減します

①福祉医療制度の充実と持続的な運用

- 福祉医療制度の充実と持続的で安定した運用により、子育て中の子どもを持つ家庭、ひとり親家庭、障がい者などへの医療費の負担軽減を図ります。

4-2-4 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援施策の充実

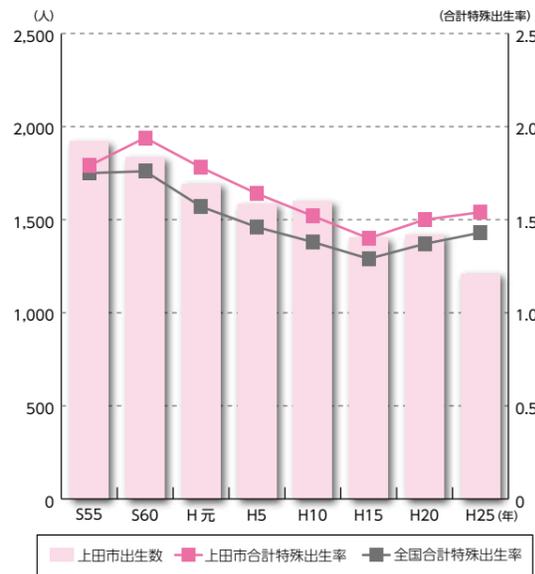
保護者のニーズに応じた保育サービスの充実や子育てと仕事の両立など、きめ細やかな子育て支援施策と結婚支援を充実させることで、安心して子育てできる環境を地域全体で整備します。

現状と課題

- 少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産から学童期までの切れ目のない、きめ細やかな支援が求められています。
- 思春期から妊娠・出産についての正しい知識を身に付け、子どもの成長に合わせて適切な関わりができるよう、健康教育や相談、フォロー体制の強化が必要となっています。
- 保護者のニーズに応じた保育サービスの充実や公立保育園、公立幼稚園の計画的な施設整備が必要となっています。
- 発達障がいに関する子どもの相談や親子教室な

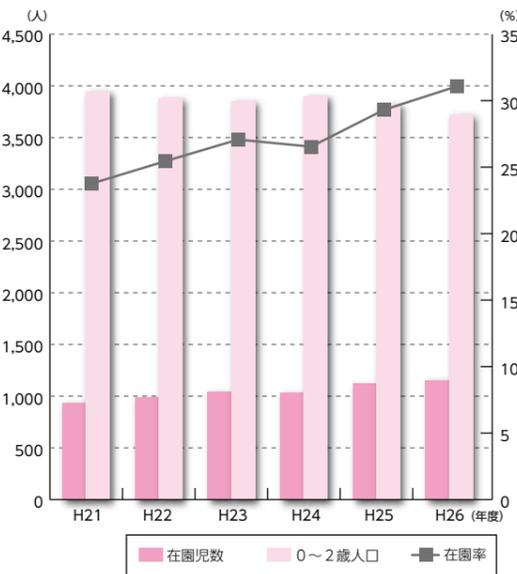
- どの対象者は年々増加しており、発達段階に応じた支援が必要です。
- 増加傾向にある児童虐待の防止やひとり親家庭の支援が課題となっています。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などによって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。
- 働きながら子育てをする環境の整備、男性も女性も仕事と生活が調和できる社会(ワーク・ライフ・バランス)を実現する必要があります。
- 非婚化・晩婚化が少子化の要因の一つになっていることから、若者の結婚の希望をかなえる視点が大切です。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



出典：厚生労働省政府統計

【0～2歳児の在園状況の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(平成32年度)
両親学級の参加率	70.8% (平成25年度)	80% (平成29年度)
一時預かり保育実施園の拡充箇所	17箇所 (平成25年度)	19箇所

各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、行動します。 ・虐待の発見や気になる家庭情報などを関係機関に連絡します。 ・子育てボランティアに参加します。 ・育児休業などの取得に努めるほか、出産・育児後の職場復帰に向け、研修会、学習会に参加します。 ・父親の育児参加に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子育てを応援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度などの利用を促進し、職場復帰の支援体制を整えます。 ・長時間労働の抑制など働き方の見直しに努めます。
その他関係主体	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待兆候を連絡します。(学校・保育園など) ・子育てに参加する人材をネットワーク化します。(NPO) ・赤ちゃんステーションを設置します。(事業者)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のニーズに応じた保育サービスを充実します。 ・子育てと仕事の両立など、きめ細やかな子育て支援施策を充実します。 ・結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。

施策の方向性・展開

基本施策1 すべての子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実します

①妊娠・出産をめぐる知識の普及・啓発と相談の実施

- 関係機関と連携して命の尊さや望まない妊娠を避けるなどの正しい知識を普及・啓発します。
- 妊娠に対する正しい知識と母体や胎児への影響を考えた健康管理ができるよう、両親学級などの健康教育や保健指導の充実を図ります。
- 母子ともに健康で安全な出産を迎えるため、妊婦健診や妊婦歯科検診を実施します。
- 妊娠届出時からの相談体制を充実し、医療機関などとの連携のもと妊娠・出産・育児へとつながる支援体制を充実します。

②個々に応じて健康に成長するための知識の普及・啓発とサポート体制の充実

- 乳幼児健診などで子どもの年齢に応じた心身の成長を知り、子どもにあった接し方ができるよう、健康教育、保健指導を充実します。
- 親の子育てに対する不安や子どもの成長発達についての相談体制を充実します。
- 医療、保健、福祉など関係機関との連携体制を強化し、病気や障がいなどが発見された子どもをスムーズに支援します。
- 乳幼児健診の未受診者に対し、個々の事情に応じた受診の働きかけや関係機関との連携による支援を行います。

基本施策2 保護者のニーズに応じた保育サービスや支援策の充実を図ります

①保護者の保育ニーズへの対応

- 「上田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時預かり保育実施園の拡充など保育サービスの充実を図ります。

②多子世帯に対する保育料の軽減による経済的な支援

- 現行の軽減措置について更なる軽減策を検討します。

③保育所施設の適切な維持・更新

- 老朽化が進んだ園舎は改築を検討するとともに、入所児童数が定員を下回っている園の統廃合や民営化を視野に入れ、施設の適正配置を図ります。

基本施策3 きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

①障がいのある子どもへの支援

- 支援ノート「つなぐ」を活用しながら関係機関との連携を強化し、相談や支援体制を充実します。
- 発達障がいなどの障がいに対する市民への周知に努め、周囲の理解を深めるとともに、ペアレントトレーニングなどの家族支援を行います。

②児童虐待防止策の充実

- 児童の虐待防止を啓発し、虐待の発生を未然に防止します。
- 虐待の早期発見、早期対応から子どもの保護、自立支援に至るまで、関係機関と連携した切れ目のない総合的な支援体制を整備します。

③ひとり親家庭などへの自立支援の充実

- 生活の安定と自立、児童の福祉増進を図るため、経済的支援を行います。
- ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際の支援を行います。

基本施策4 安心して子育てできる環境整備を地域全体で整えます

①子育ての相談体制や情報提供の充実

- 子育て支援に関する情報を一元的に把握し、情報提供や相談などを行う「利用者支援専門員」を配置します。
- 関係機関と連携のもと、子育て支援に関わる情報を収集し、発信します。

②子どもを育む地域コミュニティづくり

- 親子が気軽に集まって相談や交流ができる「子育てひろば」の充実を図ります。
- 子育てボランティア、子育てサポーター、ファミリー・サポート・センター事業など、地域での活動に参加する人材のネットワークを強化します。
- 学校、地域、保護者などとの連携を深め、ボランティアの協力を得ながら、地域で支え合う子育て支援を推進します。

③子育てしやすい環境整備

- 赤ちゃんステーションなど、子ども連れの家庭に配慮した施設整備を進めます。
- 親子が気軽に野外で安心して遊ぶことができる身近な公園の整備を進めます。
- 子ども医療費給付事業など、子育て家庭への経済的支援を推進します。

基本施策5 男女ともに子育てと仕事を両立できる環境を整えます

①働きながら子育てできる環境整備の推進

- 乳幼児保育、延長・休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などの保育サービスを充実します。
- 児童館・児童センター、放課後児童クラブを計画的に整備し、受け入れ態勢を充実します。
- 育児休業等の制度普及を企業などに働きかけます。
- 出産・育児後に職場復帰ができるよう、結婚や子育てなどで離職した人の再就職を支援します。

②父親の子育てへの参加の促進

- 家事・育児などは家族の共同責任であり、男女ともに子育ての喜びを享受できるよう父親の育児への参加意識を啓発します。

基本施策6 結婚を希望する若者を支援します

①民間団体と連携した結婚支援の実施

- 民間団体との連携による取組を推進します。
- 結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。